

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
大成建設株式会社	4011101011880	東京都新宿区西新宿 1 - 2 5 - 1

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 6 月 1 9 日から令和 6 年 7 月 1 8 日まで（1 カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

大成建設株式会社の使用人は、東海旅客鉄道株式会社発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事」にて発生した労働災害の事実を、鰺沢労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和 6 年 3 月 2 6 日、労働安全衛生法違反により鰺沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記 4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 15 年 4 月 4 日議長決定）別表第 2 第 1 4 号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

（別表第 2 「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内